

## 謝金支払規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団（以下「当財団」という。）事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定める。

### (支払対象者及び業務内容)

**第2条** 謝金の支給対象者、対象業務の内容及び謝金の基準支払金額については、別表1に掲げる通りとする。

2 別表1に記載のない役務の提供に対して支払う場合、基準支払金額は業務ごとに理事会で決議するものとする。

### (支払方法)

**第3条** 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、本人の申し出により、本人の所属する会社等の組織に支払うことができる。

### (交通費及び宿泊費の支給)

**第4条** 交通費及び宿泊費を要した場合は、当財団の「出張旅費規程」を準用して支払うものとする。

### (源泉徴収)

**第5条** 謝金の支払に際して、当財団は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

### (受託・助成事業)

**第6条** 外部諸機関・諸団体からの受託・助成事業で、その機関・団体において謝金の支給に関する規程がある場合は、その規程に従って謝金の支給を行うことができる。

### (その他)

**第7条** 別表に掲げる基準に関わらず特別な事情がある場合、当該者の知名度・経験、講義の内容・難易度等を勘案し、支払金額を別に定めることができる。

2 前項に従い、支給金額を別に定めた場合、理事会の承認を得なければならない。ただし、別表に掲げる基準から1件の支払につき50%以内の範囲で、支払金額を増減した場合はこの限りではない。

### (改廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2024年3月21日より施行する。(2024年3月21日理事会決議)

附 則

この規程は、2024年8月1日より変更施行する。(2024年6月19日理事会決議)

(別表1) 基準支払金額

謝金の支給対象者、対象業務の内容及び基準支払金額は以下のとおりとする。(金額は消費税を含む)  
ただし、依頼先に同様の支払規定がある場合には、双方で協議し金額を決定する。

◆選考委員

選考会への出席	実働3時間以上の場合	15,000円/回
	実働3時間未満の場合	10,000円/回
書面による選考	1件あたり	2,000円/件

◆講師等

講師	実働3時間以上の場合	30,000円/回
	実働3時間未満の場合	20,000円/回

◆執筆者等

取材レポートの作成	5,000円/件
原稿の寄稿	2,000円/400字
イラスト	1,000円/点

以上